

やまなし農業基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県農業振興の基本指針となる「やまなし農業基本計画」(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画の基本となるべき事項について意見を聴取するため、やまなし農業基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長及び委員長代理を置く。

- 2 委員長は、知事が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長代理は、委員長が指名する。
- 5 委員長代理は、委員長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、計画の策定に係る次の事項に関し意見及び提言を行うものとする。

- (1) 施策の方向と具体的推進事項
- (2) 地域別の重点推進事項
- (3) その他計画の策定に関して必要な事項

(委員会の招集)

第6条 委員会は、農政部長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。